

評価領域 10. 改革・改善

10-1. 自己点検・評価について

10-1-① 短期大学では自己点検・評価を、短期大学の運営のなかでどのように位置づけているか、また自己点検・評価を実施するための組織、規程等の整備状況を記述して下さい。また今後、自己点検・評価をどのように実施しようと考えているかについても記述して下さい。

本学における自己点検・自己評価の活動の歩みは次に示すとおりである。

平成 3 年	○ 大学設置基準の大綱化を受け、カリキュラムの再編成・シラバスの実施と合わせて、自己点検・自己評価の具体化について協議する。
平成 4 年	○ 自己点検・自己評価を学則に定める。
平成 5 年	○ 「自己評価委員会規程」を制定・施行し、具体的作業に入る。
平成 6 年	○ 『自己点検・自己評価報告書（平成5年度）』を取り纏める。
平成 9 年	○ 自己点検・自己評価作業に入る。
平成10年	○ 『自己点検・自己評価報告書（平成8年度）』を取り纏める。
平成15年	○ 「自己評価委員会規程」の改正を行ない、委員会の構成員の変更・推進委員会の設置及び点検分野の策定などを規程に盛り込む。（「自己点検・自己評価委員会規程」と改称。） ○ また、自己点検評価活動を行なうに当たって必要となる実施要領等の各種資料を整備し、委員会において自己点検評価に関する認識の普及を図り、全学的な体制での自己点検評価を試みる。
平成16年	○ 『自己点検・自己評価報告書（平成14年度）』を取り纏める。
平成17年	○ 本学が加盟している日本私立短期大学協会が設立した認証評価機関「短期大学基準協会」への認証評価（第三者評価）申請とそのスケジュールについて学内において協議する。 ○ 短期大学基準協会の定める評価基準に基づいた自己点検・自己評価を全学的な実施体制で行なう。
平成18年	○ 「自己点検・自己評価委員会規程」の改正を行なう。 ○ 『自己評価報告書（平成18年9月）』を取り纏めると同時に、本学学外向けホームページへ同報告書を掲載する。 ○ 短期大学基準協会の定める評価基準に基づいた全学的な自己点検評価という方法を継続し、自己点検・自己評価作業に入る。
平成19年	○ 『自己評価報告書（平成19年9月）』を取り纏めると同時に、本学学外向けホームページへ同報告書を掲載する。 ○ 短期大学基準協会へ平成20年度認証評価（第三者評価）受審の申請を行なう。 ○ 短期大学基準協会の認証評価（第三者評価）実施要領等に基づき、自己点検・自己評価作業に入る。
平成20年	○ 認証評価（第三者評価）受審年度につき、受審短期大学対象の各種説明会へ参加し学内への情報の共有化を図る。 ○ 「自己点検・自己評価委員会規程」の改正を行い、自己点検・自己評価委員会を認証評価（第三者評価）受審に対応する組織とした。 ○ 書面調査（6月「自己点検・評価報告書」と各種資料を提出）及び訪問調査（10月）
平成21年	○ 認証評価（第三者評価）の結果、「適格」と認定される（3月） ○ 認証評価（第三者評価）結果及び自己点検・評価報告書を本学学外向けホームページへ掲載する（4月） ○ 『平成20年度第三者評価結果報告書/自己点検・評価報告書』を合冊のうえ学内配布する。（6月）

以上のように、本学の自己点検・自己評価は平成5年度に始まり、平成14年度には全

学的な体制で点検評価活動を行い、さらに平成18年度からは認証評価制度に対応するため、点検評価項目を認証評価機関の定める評価基準に準拠するとともに学外への公開も実施し、本学の自己点検・自己評価の充実に努めている。

自己点検・自己評価に関する規程としては、まず、平成4年から本学学則第3条に「…本学における教育研究活動等の状況について、本学において自ら不断に点検および評価を行い、その教育研究水準の向上を図るものとする。…」と自己点検・自己評価の実施について明確に定めている。これは本学が自己点検・自己評価を本学運営における重要事項と位置づけ、公教育機関としての社会的使命を果たすためにも既存の組織において自ら点検評価する体制の確立の必要性を重く認識していることを表している。

また、平成5年に整備した「自己点検・自己評価委員会規程」において自己点検・自己評価を行う組織について次のとおり定めている。

委員長 …………… 常務理事
 教学推進委員長 …… 学長
 管理推進委員長 …… 事務局長
 教学推進委員 ……… 各部長、センター長、副部長（教育職員）
 管理推進委員 ……… 各課長（事務職員）
 委員会事務局 ……… 総務課総務係

これは、自己点検・自己評価を既存の組織により全学を挙げて取組んでいることを示す。

本学は、学則および「自己点検・自己評価委員会規程」の定めにより、本学の教育研究、学生指導および管理運営など各方面における改革・改善に資するよう、今後も継続的に自己点検・自己評価を実施していく。

また、平成20年度には自己点検・自己評価に基づいて短期大学基準協会において認証評価（第三者評価）を受審し、その結果、「適格」と認定された。指摘いただいた「改善を要する点」等については早急に改善を行なった。その他の指摘事項についても十分検討し、今後の発展のため、改革・改善への取組みへ努めていきたい。

10-1-② 過去3ヶ年（平成18年度～20年度）の自己点検・評価報告書の発行状況を記述して下さい。またその報告書の配付先の概要を記述して下さい。なお過去3ヶ年（平成18年度～20年度）にまとめられた自己点検・評価報告書を訪問調査の際にご準備下さい。

認証評価制度の実施に伴い、スタンダードとなる認証評価機関の定める評価基準も明らかとなったことによって、本学の自己点検評価活動も、教育研究、学生指導および管理運営など多方面にわたる詳細な事項に及ぶようになり、定性的な観点から継続的に行い得るようになった。

自己点検評価活動の結果報告については、平成18年度自己点検評価からは自己点検・評価報告書の冊子を全専任教職員と事務局全部署へ配付すると同時に、本学学外向けホームページへ同報告書全文を掲載することによって、本学教職員、学生、保護者などの関係者はもとより、広く社会へ本学の自己点検評価を公開している。

そして、平成20年度には短期大学基準協会にて認証評価（第三者評価）を受審し、「適格」と認定されたが、その際の自己点検・評価報告書と第三者評価結果報告書を併せて配付し、また本学学外向けホームページへ掲載することにより広く社会へ公開している。

本学は短期大学運営全般にわたる改革・改善そして発展に資するよう、今後も継続的に

自己点検評価活動を行うとともに、自己点検・評価報告書を社会へ積極的に公開していく。

社会への積極的な公開は、高い公共性と透明性を求められる公教育機関としての一つの説明責任を果たしていくものであり、教育研究活動等を中心として本学園の短期大学運営に対する理解と支持につなげていきたい。

10-2. 自己点検・評価の教職員の関与と活用について

10-2-① 平成20年度までに行った自己点検・評価に関わった教職員の範囲を記述して下さい。また今後、どのような教職員の関わり方が望ましいと考えているかを記述して下さい。

平成15年に「自己点検・自己評価委員会規程」を改正し、委員長である常務理事のもと、学長（教学推進委員長）、事務局長（管理推進委員長）、各部長・センター長・副部長（教学推進委員）、各課長（管理推進委員）を委員会の構成員と定め、自己点検・自己評価委員会を全学的体制による委員会とした。また、全体の調整を委員会事務局の総務課総務係が行う体制とした。そして平成20年度、この委員会組織にて短期大学基準協会の認証評価（第三者評価）を受審した。

各推進委員を中心として、できるだけ多くの本学教職員が自己点検評価に関わり、その点検評価活動の過程において教職員各自が本学の現状を把握し、自己評価結果を本学の改革・改善につなげていくことが肝要であり、そのような自己改善を継続的に行い得る体制を整備するための中心となる基礎組織が委員会であると位置づけている。

また、自己点検評価活動を進める上で、「点検評価チェックリスト」をはじめ、各種資料を整備したが、平成18年度からは点検評価項目を短期大学基準協会の定める評価基準に準拠した。各推進委員へ実際の職務内容に関連する点検評価項目を割り振り、できるだけ多くの教職員が自己点検評価に関わり、全学的な取組みとして実施できるようにした。

またこの他、すべての専任教育職員が自己点検評価活動の一環として「教員個人調書（履歴書・教育研究業績書）」のデータ更新を毎年、定期的に行い、本学の教育・研究活動の質的向上を図るべく、自己点検評価活動に積極的に取り組んでいる。

10-2-② 平成20年度までに行った自己点検・評価結果の活用についてその実績を記述して下さい。また今後、自己点検・評価の結果をどのように活用しようと考えているかについても記述して下さい。

本学における自己点検評価活動は、できるだけ多くの教職員が関わる全学的な実施体制をとっており、各教職員は点検評価活動の過程において明らかとなる各部局の現状と問題点の把握に努めている。

自己点検評価活動は、ともすれば、自己点検・評価報告書を取りまとめること自体が目的化しやすい面があるが、当然それだけに満足すべきものではなく、その点検評価活動を通して浮かび上がる本学の長所・短所を本学の多くの教職員が共通して認識し、本学の教育研究、学生指導および管理運営などの各方面における改革・改善への具体的取組みへと結びつけていくことが最も重要である。

平成20年度には短期大学基準協会の認証評価（第三者評価）を受審し、その結果、「適格」と認められたが、「改善を要する点」を含め、いくつかの指摘事項もいただいた。各部局においてはそのような観点からも「改善を要する点」については早急に改善策を講じ、

その他の個々の課題についても改革・改善への取組みについて協議を重ねているところである。

また、自己点検・評価報告書を本学の学外向けホームページへ掲載することで本学の現状や課題や改善策など、本学が進む方向性を広く一般社会へ公開し、これによって本短期大学運営の透明性と健全性が確保され、公教育機関としての一定の社会的責務を果たすこともできている。

今後は、教育・研究活動を中心として大学運営の質的な改革・改善に資するという自己点検評価の実効性を高めるため、一層、自己点検評価活動を充実させ、自己評価結果を改革・改善へ結びつけ、本学のさらなる発展に資するよう図っていく。

10-3. 相互評価や外部評価について

10-3-① 平成20年度までに行った相互評価及び外部評価の概要を示し、評価結果の活用についてその実績を記述して下さい。

これまでに相互評価および外部評価は行っていない。機関別の第三者評価という意味では、平成20年度の短期大学基準協会における認証評価（第三者評価）受審が最初である。

10-3-② 相互評価や外部評価を実施するための組織、規程等の整備状況を記述して下さい。また今後、相互評価や外部評価をどのように実施しようと考えているかについても記述して下さい。

自己点検評価のための組織と学内規程は整備されているが、相互評価のための特段の組織や学内規程はまだ整備されておらず、相互評価は実施されていない。

学内における自己点検評価を全学的に継続的に実施することによって、本学の現状や問題点等を的確に把握し、継続的な自己改善を成し得る体質にしていくことがまず先決であり、そのうえで他の短期大学との相互評価という段階へ移行し得ると考える。

大学全入時代という厳しい運営環境におかれる短期大学が相互の交流を図り、互いの改善と発展に資するため、互いに努力し合うことは大変意義深いことであると考えるので、平成20年度認証評価（第三者評価）受審への取組みを契機として、相互評価についても将来的に検討したい。

10-4. 第三者評価(認証評価)について

10-4-① 第三者評価を実施するための学内組織の概要を記述して下さい。

第三者評価（認証評価を含む）は各大学における自律的な自己点検評価活動に基づいて行われるものとの考えから、本学では、第三者評価を実施する（受審する）ための学内組織は「自己点検・自己評価委員会」であり、自己点検評価と分離して第三者評価のためだけの組織を特に整備しているわけではない。

「自己点検・自己評価委員会規程」を平成20年4月に改正し、第1条において、自己点検・自己評価委員会を「本学における自己点検・自己評価を適切に実施」とするとともに、「これに基づく認証評価に対応するための組織」と定めた。また、その目的は第3条において、「本学の基本理念に沿った教育研究水準の向上を図り、かつ公教育機関としての社会的使命を達成するため」としているように、本学の建学精神や教育理念に基づいた自己点検評価であることを基礎としつつも、常に広く社会的な見地から点検評価するよう

努めている。

そして、平成20年度には、この自己点検・自己評価委員会が中心となり、短期大学基準協会の認証評価（第三者評価）を受審した。

自己点検・自己評価委員会の構成委員は次のとおりであり、全学を挙げて取り組んでいる。

委員長 …………… 常務理事

教学推進委員長 …… 学長

管理推進委員長 …… 事務局長

教学推進委員 …… 各部長、センター長、副部長、副センター長（教育職員）

管理推進委員 …… 各課長（事務職員）

委員会事務局 …… 総務課総務係

10-4-② 第三者評価に当たって短期大学の決意を述べて下さい。理事長、学長、各部門の長及びALO（第三者評価連絡調整責任者）がそれぞれ記述されても結構です。

平成20年度、本短期大学は併設大学とともに大幅な学部学科再編を行なった。併設大学は経営学部と教育学部を新設することにより、従来の1学部から3学部へ拡充し、より幅広い教育を行ない得る体制となった。また、本短期大学は保健科と英語科の教員養成課程を併設大学の教育学部ならびに人文社会学部英語文化学科へ移管する等の発展的解消により従来の4学科から保育科と生活科学科の2学科となった。そして、この学部学科再編にあわせて校名を「四天王寺大学」「四天王寺大学短期大学部」と一新した。

このような激動の学部学科再編のさなか、本短期大学は併設大学とともに第1回目の認証評価（第三者評価）を受審することとなった。

本短期大学は短期大学基準協会において認証評価（第三者評価）を受審した結果、「適格」と認定され、概ね良好な評価をいただいたが、一部、短期大学設置基準で定められた教育職員数に関する「改善を要する点」を含め、いくつかの指摘事項もいただいた。併設大学を含む大幅な学部学科再編に伴い、教育職員の異動も大規模なものとなったため、一時的に見過ごしてしまった部分があったものと思われる。「改善を要する点」については早急に改善策を講じた。その他の課題についても各部局において検討し、改革・改善への取り組みに努めている。

新生「四天王寺大学短期大学部」として併設大学とともに新たな体制で出発するに当たって、今回の認証評価（第三者評価）でいただいた課題を今後の発展に向け役立てていきたい。

10-* . 特記事項について

10-* -① この《X改革・改善》の領域で示した評価項目や評価の観点の他に、例えば評価に関する教職員への研修の実施等、当該短期大学が改革・改善について努力していることがあれば記述して下さい。

教務部が主体となって「ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会」を設置し、学生による授業評価アンケートを毎年実施している。授業評価アンケート集計結果は授業担当者に通知され、授業方法の改善などに役立てられている。

また、本短期大学と併設大学・大学院との「合同研修会」を年2回（平成20年度は平成20年9月5日、平成21年3月27日の2回）開催し、全専任教育職員（および事務

局各課の所属長) に対し、理事長や学長から本学の現状や今後の方針などが説明されるとともに、教務部、学生支援センター、入試・広報部、キャリアセンター、図書館、エクステンションセンターからそれぞれ必要事項の説明報告がなされ、教育職員の日々の教育指導力の改善と向上を図っている。

10-*-② 特別の事由や事情があり、評価項目や評価の観点が求めることが実現（達成）できないときはその事由や事情を記述して下さい。

特になし。

- ◆参考資料「過去3ヶ年にまとめられた自己点検・評価報告書」【10-1参考】
- ◆参考資料「相互評価、外部評価の実施についての規程等」【10-2参考】
- ◆参考資料「第三者評価の実施についての規程等」【10-3参考】